

令和4年 安全衛生管理計画表

《辰野営業所》

基本方針	1. 経営トップは輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員一丸となり『安全・迅速・確実』な輸送に取り組む。 2. リスクアセスメントにより職場の危険有害要因の軽減策を図り、作業標準書の整備と安全意识の向上により事故撲滅を図る。 3. 精神面を含む健康の維持増進を進めるとともに、一人ひとりが生活習慣の改善を進め、健康で明るい職場の形成を目指す。 4. 決めたこと決められたことを必ず守る、守らせるライン管理の徹底を図る。	年間スローガン	安全と安心で顧客の信頼を築く
		安全衛生目標	(1) 労働災害ゼロ (2) 交通事故ゼロ

重点施策	実施項目	目標	担当	実施スケジュール												運輸安全マネジメント評価表		留意点	
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	評価	次年度計画での検討事項		
安全衛生管理体制の強化	1. 安全部会の定期開催 2. 定期的なパトロール 3. 報告、連絡、相談の徹底による意思統一 4. 運輸安全マネジメントの実施	・開催日は事前に計画、周知 ・全員参加(欠席者フォロー) ・2回以上/年 ・些細な事でも情報共有 ・PDCAサイクルの実施	管理者 管理者 管理者、総務部 管理者、総務部 各営業所	→→→→→→→→→→													→→→→→	議事録の作成・保管 従業員へ記録の開示 問題点の生理 法令、1～7月HP更新	
日常的安全衛生活動の展開	1. ヒヤリハット活動の実施 2. 安全ミーティングの開催(昼礼等) 3. 基本行動の指導(不安全行動の撲滅)	・1人1件以上 ・100%実施 ・その場で指導100%	管理者 管理者 管理者	→→→→→→→→→→														危険個所の共有 ガイドライン 相互注意	
リスクアセスメントの実施	1. 荷役作業のリスクアセスメントの実施 2. 作業標準書の整備	・2回以上/年 ・随時見直し	推進員 推進員	→→→→→→→→→→				○								○		ガイドライン ガイドライン	
交通労働災害の防止	1. 対面点呼の実施 2. アルコールチェック 3. 交通安全教育の実施 4. 運行状況チェック(速度、ハンドル時間等)	・対面点呼の完全実施 ・アルコール検知者ゼロ ・1回以上/月 ・運行終了時(全運行)	運行管理者 運行管理者 運行管理者 運行管理者	→→→→→→→→→→														輸送安全規則 法令、輸送安全規則 国交省告示第1336号 ガイドライン	
作業方法の安全化	1. トラック荷役作業基準書の定期教育 2. トラック昇降時の不安全行動の撲滅	・1回以上/年 ・前向き降車はその場で注意	管理者、総務部 全員(相互注意)	→→→→→→→→→→														基準 災害事例	
安全衛生教育の推進	1. 雇入時、作業内容変更時の安全衛生教育 2. 事故惹起者への教育と対策の展開 3. 運転適正診断(初任、一般、適齢) フォロー	・随時100% ・事故発生時100% ・対象者100%	管理者 管理者 運行管理者	→→→→→→→→→→													○	○	法令 ガイドライン 法令、ガイドライン
作業環境の改善	1. パトロールの指導事項の改善	・次回パトロールまでに改善	管理者、職場	→→→→→→→→→→														重点施策	
健康保持増進対策の推進	1. 健康診断の実施、再検査・精密検査の受診 2. 熱中症予防 3. インフルエンザ予防対策 4. 健康保持増進教育、メンタルヘルス対策	・100%受診 ・啓蒙、健康状態の確認 ・予防接種、ポスター、対応図 ・別途企画	管理者、総務 管理者、総務部 管理者、総務部 管理者、総務部	→第2回 →第1回 →啓蒙														法令 通達 通達 ガイドライン	
安全衛生行事の実施	1. 全国安全週間 2. 全国労働衛生週間 3. 年末年始無災害運動 4. 全国交通安全運動(春・秋) 5. 交通安全県民運動(夏・年末) 6. 無事故走行表彰(上期・下期)	・地区安全大会 ・地区衛生大会 ・ポスター掲示、啓蒙活動 ・ポスター掲示、啓蒙活動 ・ポスター掲示、啓蒙活動 ・表彰基準による	営業所 営業所 営業所 管理者、総務部 管理者、総務部 管理者	→○ ○ ○ ○ ○													○	○	全国行事 全国行事 全国行事 全国行事 県下一斉 社内表彰基準